

令和5年度 危険物安全週間推進標語

意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ

6月4日(日)から6月10日(土)まで、危険物安全週間が実施されます。

危険物(ガソリン、灯油、消毒用アルコールなど)が絡む事故、火災を起こさないよう、取り扱いには十分注意しましょう。

灯油用プラスチック容器にガソリンを入れない

灯油用プラスチック容器にガソリンを入れることは極めて危険であり、消防法令により禁止されています。基準に適合した「金属製容器(ガソリン携行缶)」でなければなりません。

ガソリン携行缶使用時の注意

- ・周囲の安全を確認。
- ・フタを開ける前に機械類のエンジンを停止し、携行缶のエア抜きをする。
- ・高温の場所に置かない。



噴出注意

- 周囲の安全を確認
- フタを開ける前に
- ①エンジン停止
- ②エア抜きをする
- 高温の場所禁止

ガソリンを携行缶で販売・購入する場合の注意

ガソリンを携行缶で販売・購入する場合、次の項目が義務付けられています。

- ・本人確認
- ・使用目的の確認
- ・販売記録の作成(販売する場合)

消毒用アルコールを使用する時の注意

消毒用アルコールは火気に近づけると引火しやすいため、火気の近くで使用しない。

甲種防火管理新規講習会(2日間)

開催日時: 7月20日(木) 9時50分~16時50分
21日(金) 9時50分~15時55分

開催場所: 島原文化会館
講習料金: 8,000円(税込)
募集定員: 120人
申込期間: 5月31日(水)~6月7日(水)
申込方法: (一財)日本防火・防災協会ホームページから申込み



申込み

防火管理制度

尊い命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。(消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条、第3条の2、消防法施行規則第3条、第3条の2)

管理権原者の責務

- 防火管理の最終的な責任者です。(建物所有者、事業主など)
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。防火管理者の選任・届出

防火管理者の責務

- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。



防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。